

## 新宿区 第V期ホームレスの自立支援等に関する推進計画

すべてのひとに人権はある みんなで支え合い、みんなを大切にする新宿

### 1 計画のあらまし (P1~P3)

新宿区の大都市としての特性

- 乗降者数世界一の新宿駅をはじめとした オフィス街・繁華街を抱える大都市としての特性
- 全国から人が集まり日々変化を続ける、にぎわいのまち

一方で…

- 景気動向その他さまざまな理由で流入するホームレスへの支援の在り方は大きな都市問題のひとつになってきました。

これらの点から、ホームレス対策は新宿区の重要課題でありつづけてきました。そこで、計画策定を通して積極的なホームレス支援を推進してきました。

平成18年2月「ホームレスの自立支援等に関する推進計画」※を策定

※以下、「推進計画」と記載

その後、第Ⅱ期、第Ⅲ期、第Ⅳ期にわたり、推進計画による支援を実施してきました。

結果…ピーク時路上生活者数 1,102人（平成16年8月）  
この間、1,027人、93.2%減少  
（参考 同時期の東京23区路上生活者数 5,497人 → 372人）

75人（令和6年1月）  
※「路上生活者概数調査」による  
都区共同事業による自立支援システムの効果もあり、着実に減少しました。

一方で…

- 課題**
- 近年の路上生活者数は、減少傾向がゆるやかになっています。
  - 路上生活の長期化・高齢化が進んでいます。  
（相談の内容も、複雑になっています）
  - 終夜営業店舗を転々とする「見えにくいホームレス」も存在します。

支援を受けても、再度路上生活を始めてしまうかたもいます。

現行の第Ⅳ期推進計画を継承し、質的な変化を踏まえた

施策展開を図るため、  
**「新宿区第V期ホームレスの自立支援等に関する推進計画」**  
を策定します

### 2 計画の位置づけと計画期間 (P3~P4)

#### (1) 計画の位置づけ

##### (ア) 法律上の位置づけ

根拠となる法律：「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」

国方針：「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」  
都計画：「ホームレスの自立支援等に関する東京都実施計画」

国「基本方針」、都「実施計画」に即しホームレスに関する問題の実情に応じた施策を実施するため、

**「ホームレスの自立支援等に関する推進計画」を策定**

##### (イ) 区の上位計画と関連した位置づけ

新宿区基本構想

めざすまちの姿「新宿力で創造するやすらぎとにぎわいのまち」

新宿区総合計画

基本施策1

暮らしやすさ1番の新宿

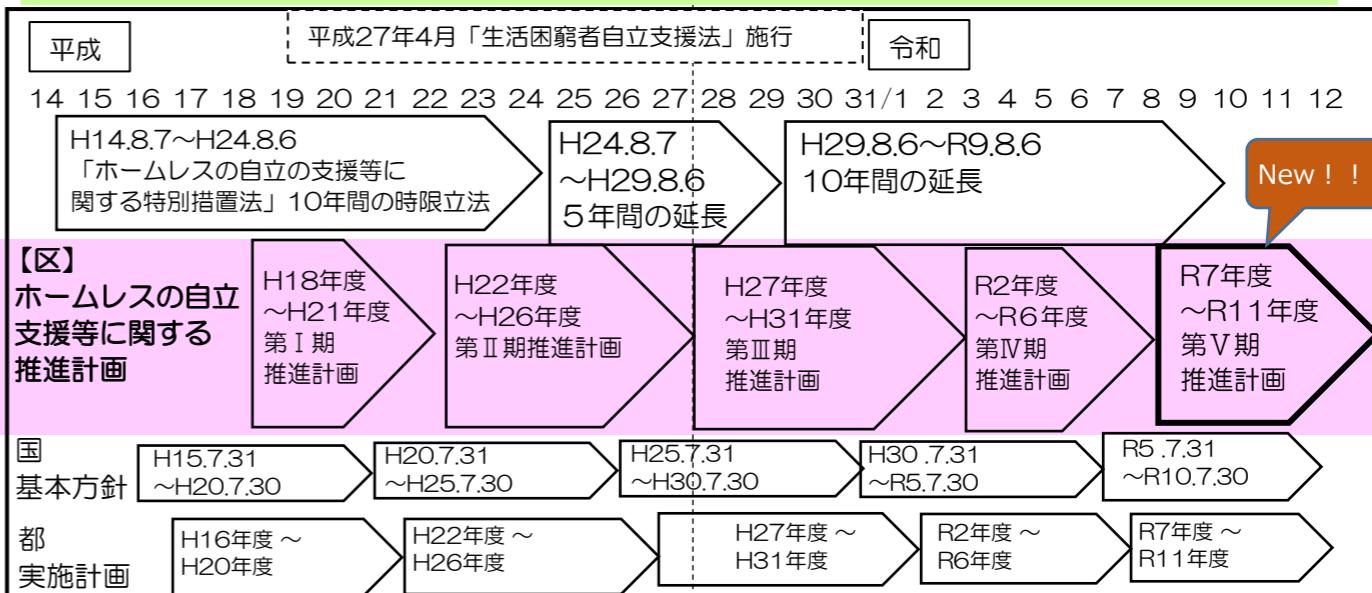
個別施策6

セーフティネットの整備充実

施策の方向性【ホームレスの自立支援の推進】の個別計画として

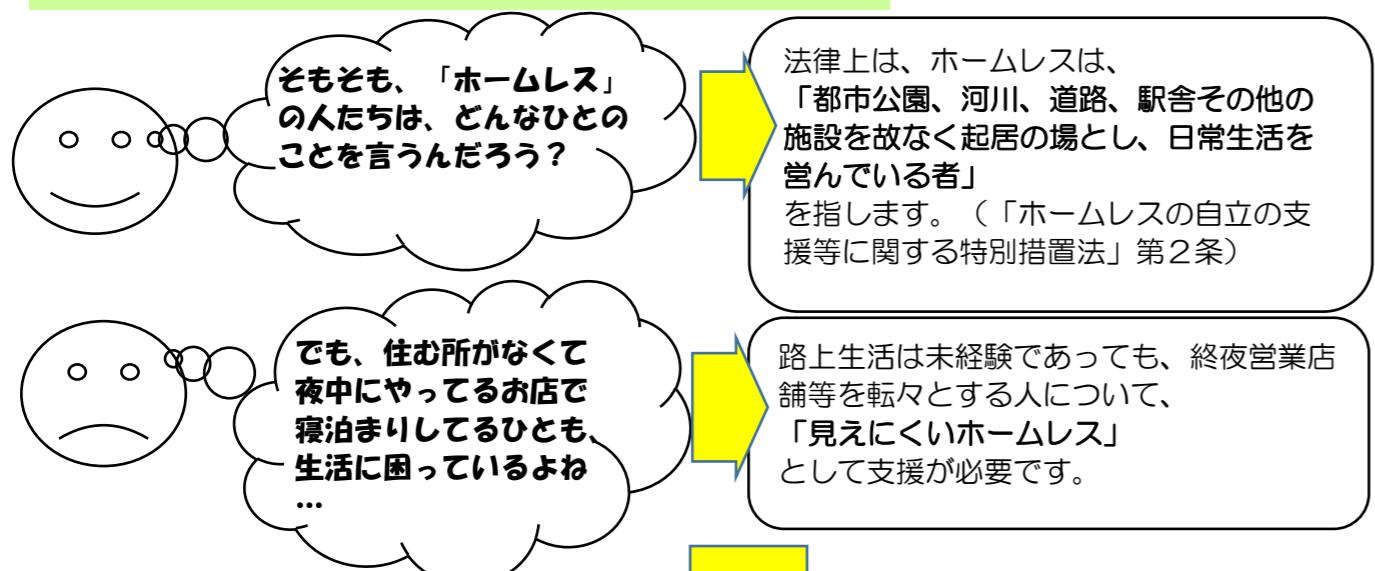
**「ホームレスの自立支援等に関する推進計画」を策定**

#### (2) 計画期間 (特別措置法、国方針、都計画の期間の対応) (P3~P4)



### 3 計画の構成と見直し (P4~P9)

#### (1) ホームレスの定義とタイプ (P4~P6)



第Ⅳ期推進計画では、ホームレスを3つのタイプに区別し、態様や支援の段階に応じた、総合的な施策を展開することにしました。また、「見えにくいホームレス」も支援の対象にしました。

##### 【3つのタイプ】

【タイプ1】  
概ね50歳以上で、  
ホームレス生活が長期化した層

【タイプ2】  
概ね50歳以下で、  
社会関係の再構築の支援も必要な層

【タイプ3】  
概ね50歳以下を中心、すぐにでも自立ができる層

生活に困窮している  
「見えにくいホームレス」

第Ⅴ期推進計画では、「見えにくいホームレス」の実態を把握しアプローチの強化を図るために、【タイプ4】として位置付けます。

##### 【4つのタイプ】

【タイプ1】  
概ね50歳以上で、  
ホームレス生活が長期化した層

【タイプ2】  
概ね50歳以下で、社会関係の再構築の支援も必要な層

【タイプ3】  
概ね50歳以下を中心に、すぐにでも自立ができる層

【タイプ4】  
若年層を中心に、終夜営業店舗を転々とする  
「見えにくいホームレス」

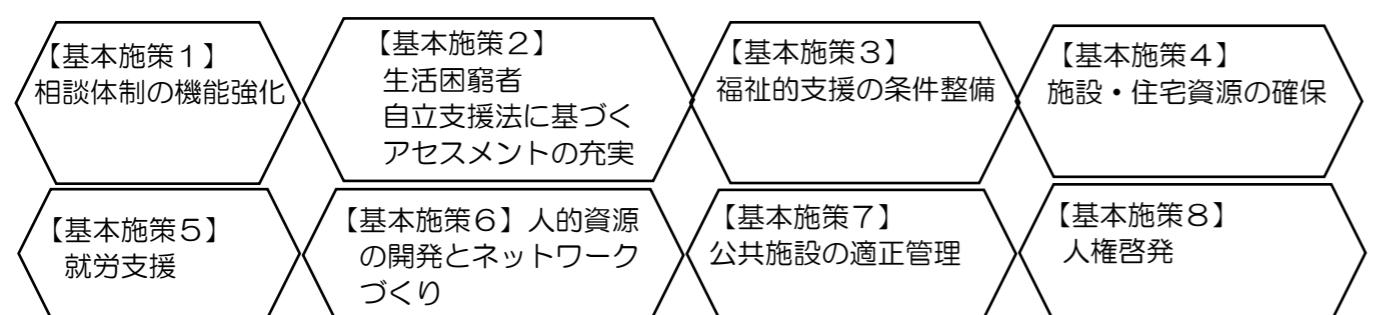
New !

#### (2) ハ�の基本施策 (P6~P8)

#### (3) 見直しのポイント (P8~P9)

##### (ア) 第Ⅳ期推進計画までの基本施策の整理 (P43~P64)

第Ⅳ期推進計画では、以下のハ�の基本施策を軸として事業を展開しました。



### (イ) 三つの見直しの反映 (P8~P9)

#### 【ポイント1 実態把握と広報・周知機能の強化】

区が主体的にホームレスの実態把握につとめ相談支援の強化につなげるとともに、「見えにくいホームレス」の特性を踏まえた広報・周知を行います。

#### 【ポイント2 関係機関ネットワークによる新宿OneTeam支援】

ホームレスが福祉的支援につながるため、OneTeamで支援できる環境を整備し、地域の資源を生かした総合的な施策の実現を図ります。

#### 【ポイント3 人権啓発の強化】

ホームレス問題に対する理解が深まるよう区民への情報提供に努め、だれもが支え合い、安心してくらせるまちの実現を目指します。

### (ウ) 第V期推進計画におけるハ�の基本施策 (P6~P8、P74~P89)

第V期推進計画では、第Ⅳ期推進計画の取組を基本的に継承しつつ、「(イ) 三つの見直し」を反映した施策の展開を図ります。

#### 【基本施策1】

実態把握と、広報・周知・相談支援体制の機能強化  
早朝・深夜帯の状況を把握し広報・周知・相談支援体制に反映させるほか、ポスター、チラシ、ハンドブック版資料、SNSやデジタルサイネージを活用し、施策の浸透を図ります。

#### 【基本施策2】

生活困窮者自立支援法に基づくアセスメントの実施  
生活困窮者自立支援法に基づき、適切な支援方法の判断・評価を行います。

#### 【基本施策3】

福祉的支援の環境整備  
応急救援事業を継続するほか、心身の健康の確保、年金の調査や住民登録の設定、老人ホームへの入居などといった福祉的支援の環境整備を行います。

#### 【基本施策4】 施設・住宅資源の確保

都区共同事業と併せて、施設・住宅資源を確保します。また、生活支援付き住宅や公営住宅等の確保を引き続き国・都に働きかけるほか、居住支援法人との連携を強化し、路上生活からの脱却を目指す方が低廉かつ適切な住宅資源を確保できるよう支援します。

#### 【基本施策5】 就労支援

区の主体的取り組みとして、就労支援員による支援や「新宿就職サポートナビ」、「新宿ジョブさぼーと」といった就労支援を継続します。また、都が実施する取り組みについても、引き続き実施するよう要望します。

#### 【基本施策6】 人的資源の開発とネットワークづくり

区の取組についてハンドブック版資料を使い周知を図ります。  
個別の事例に即したOneTeamの支援体制づくりに加え、関係機関・団体を含めた、ホームレス支援のネットワーク化を図ります。

#### 【基本施策7】 公共施設の適正利用

公共施設は、一定のルールのもと、誰もが自由で快適に利用できる場所でなければなりません。施設管理者・警察等と連携し、公共施設の適正な利用の理解を求めつつ、人権に配慮した相談支援を行います。

#### 【基本施策8】 人権啓発

ホームレス問題の解決には、だれもが等しく人権を持つという観点が必要です。ハンドブック版資料の作成・配布やネットワークづくりによる人権啓発を推進し、だれもが互いに支え合い、安心して暮らせるまちをめざします。